

### Press Release

平成22年5月31日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当·内線 室 長 小 林 洋 子

室長補佐 大村良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

# 厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について (地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等をとりまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年5月14日から平成22年5月20日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/05/31)

### 厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年5月14日~5月20日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	計
大臣官房	0	2	0	0	0	0	2
医政局	0	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0	0
労働基準局	37	103	3	0	1	0	144
職業安定局	138	74	31	0	2	0	245
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0	0
雇用均等·児童家庭局	4	5	0	0	0	0	9
社会·援護局	0	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0	0
保険局	1	1	0	1	1	0	4
年金局	1	0	0	0	0	0	1
政策統括官	0	0	0	0	0	0	0
合 計	181	185	34	1	4	0	405

#### 国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	63
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	192
法令遵守違反に関するもの	6
その他	144

#### 主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
- ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

局課(室)名	大臣官房地方課
照 会 先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

### 平成22年5月14日~5月20日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
把握方法別件数	0 件	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

	政策・制度立案への提言	0 件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	2 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	0 件

(主な国民の皆様の声)

個別労働紛争解決制度におけるあっせんを申請した事案について、『被申請者からあっせん不参加の通知文書が届いたため、処理打ち切りとなる見込である。』と労働局から電話で告げられた。簡単に処理を中止しますと言われても困る。どうにかならないか。  知人が病気のため休業し、その後、復職しようとしたが会社が認め  個別労働紛争解決制度における助言制	項番	<u> </u>	対 応			
て、「被申請者からあっせん不参加の通知文書が届いたため、処理 打ち切りとなる見込である。」と労働局から電話で告げられた。 簡単に処理を中止しますと言われても困る。どうにかならないか。  知人が病気のため体業し、その後、復職しようとしたが会社が認めなかった件について相談した。会社に助害してもらったが会社は復職を受け入れなかった。助言しても何も効果がないということであれば存在意義がないのではないか。  1	以由		分類			
なかった件について相談した。会社に助言してもらったが会社は復職を受け入れなかった。助言しても何も効果がないということであれば存在意義がないのではないか。	1	て、『被申請者からあっせん不参加の通知文書が届いたため、処理 打ち切りとなる見込である。』と労働局から電話で告げられた。 簡単に処理を中止しますと言われても困る。 どうにかならないか。		この制度は、被申請者より不参加の意思が確認された場合は、あっせんを打ち切ることとなっている旨をご理解いただ〈よう重ねてご説明しました。		
4	2	なかった件について相談した。 会社に助言してもらったが会社は復職を受け入れなかった。 助言しても何も効果がないということであれば存在意義がないので		個別労働紛争解決制度における助言制度 の概要について、丁寧にご説明しました。		
	3					
5	4					
	5					

局課(室)名	労働基準局			
照 会 先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)			

### 平成22年5月14日~5月20日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
把握方法別件数	37 <sup>件</sup>	103 <sup>件</sup>	3 <sup>件</sup>	0 件	1 <sup>件</sup>	0 件	144 <sup>件</sup>

	政策・制度立案への提言	22 <sub>件</sub>
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	62 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	60 件

(主な国民の皆様の声) 以下記載例(複数行政を例示)

項番	内 容		対 応		
以田	$N \leftrightarrow$				
	, 2 H	分類	概 要		
1	劣悪な作業環境の現場がたくさんある。そのような現場に たくさん指導に行くべきではないか。		劣悪な作業現場の情報を把握次 第、必要に応じて監督指導を行ってい る旨説明し、ご理解を求めました。		
2	賃金不払を発生させた事業主に対する罰則を強化してほしい。 い。 労働基準監督官に対し、賃金不払を発生させている事業 場の資産を差し押さえる権限を与えるべきだ。		賃金不払を発生させた事業主に対する罰則について説明した上で、罰則強化や監督官の権限の拡大について、貴重なご意見として承りました。		
3	労働者の一方的な言い分だけを聞いて労働基準監督署が事業場を指導するのは問題ではないか。		労働者の一方の主張や一部の事実 に基づいて指導を実施しているもので はなく、事業場等からも事実関係を十 分に確認した上で指導を実施してい ることを説明し、ご理解を求めました。		
4	予告な〈、いきなり臨検監督を行ってもらっては困る。他の 役所は、必ず予告してから訪問している。		事業場の臨検監督については、法 定条件の履行確保のために事業場 のありのままの姿を確認させていただ 〈必要があることを説明し、ご理解を 求めました。		
5	労働保険の年度更新時期は、現在、6月1日から7月10日までであるが、変更前の更新時期(4月1日から5月20日まで)の方が良かったので戻してほしい。		社会保険の算定基礎届の提出期限 (7月10日)と統一することにより、事 業主が社会保険算定基礎届と労働保 険年度更新申告書を同時に提出でき る等の利便性を考慮し、変更が行わ れたことを説明し、ご理解いただきま した。		

<u>(主な</u>	国民の皆様の声	
項番	内。容	対応
6	じん肺管理区分2の決定を受けた。この時、じん肺健康管理手帳の申請案内を受け取ったが、決定を受けたら自動的に健康管理手帳の交付をするようにできないか。	分類 概 要  じん肺に関する健康管理手帳は、じん肺管理区分が2又は3の決定を受けた方のうち、離職者を対象として交付されるものであるため、離職された時点で申請していただく制度である旨説明し、ご理解いただきました。
7	雇用創出には資格取得が有効であるので、フォークリフトやクレーン等の技能講習について、もっと広〈周知したり、技能講習への助成金給付を行うべきだ。	労働局及び監督署にて、各種技能 講習の実施機関の周知していること を説明し、ご理解いただきました。
8	労災年金定期報告時に、同一事由による厚生年金、国民年金を受給している場合、厚生年金等の改訂通知書の写しの添付を求められるが、定期報告時には手元に届いていない場合がある。このような場合も期日を守らなければいけないのか。	厚生年金及び国民年金の改訂通知書が届いていない場合には、労災年金定期報告書を期日までに提出いただき、改訂通知書がお手元に届き次第、写しを送付してもらうよう説明し、ご理解いただきました。
9	仕事中にケガをしたが、労災として認定されるまで、何らかの補償はないのか。	労災保険制度が事業主の災害補償 責任を担保するための制度であること、労災として認定がされるまで国からの補償はなされないこと等について説明し、ご理解いただきました。
10	業務上の災害で入院したが、労災保険について会社から 説明がなかったので、手続きについて監督署に相談したとこ ろ理解できた。 労災保険の制度について周知されることを望む。	労働局のホームページなど様々な 方法により、労災保険制度の周知に 努めている旨を説明し、ご理解いただ きました。

部局(課室)名	職業安定局
照 会 先	中央職業安定監察官 石原保仁(内線5653) 中央職業安定監察官 宮野 修(内線5654) (直通:03-3502-5352)

### 平成22年5月14日~5月20日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
把握方法別件数	138 <sup>件</sup>	74 <sup>件</sup>	31 <sup>件</sup>	0 件	2 件	0 件	245 <sup>件</sup>

	政策・制度立案への提言	34 件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	124 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	6 件
	その他	81 <sub>件</sub>

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応
以田	70 台	分類 概 要
1	平成22年4月1日に雇用保険料率が改定となったが、例えば2月か3月の早い段階で情報を流すといったことはできなかったのか。保険料を従業員から追徴する必要がある。	3月の段階ではまだ国会で審議中である ため、改正前にお知らせすることは困難で ある旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	私は短期間のアルバイトで就労している。なぜ雇用保険に入らなければならないのか。	雇用保険法が改正され、本年4月から31日 以上の雇用が見込まれる者については、 雇用保険への加入が義務付けられた旨ご 説明し、ご理解いただきました。
3	職業相談を受けるためハローワークに行ったところ、求人検索の方法のみならず、書類の書き方や面接のアドバイスも受けることができ、非常に良かったです。	ハローワークでは職業紹介業務以外の業務、例えば履歴書、職務経歴書の書き方、面接の受け方のアドバイス等も、就職支援業務の一環として実施しております。今般のご意見を仕事の励みとし、これからも仕事を探している皆様のお役に立てるよう、さらに努力していく旨お伝えしました。
4	ハローワークの書架に置いてあるリーフレットが、折れ曲がってい る。見苦しいので改善してほしい。	該当ハローワークの書架を直ちに改修し、 リーフレットが折れ曲がらないよう措置しま した。
5	書類選考の求人が多く、面接で自己アピールする場を与えてもらえない現状がある。 事業主を指導して欲しい。	履歴書等の書類選考だけでは応募者の適性や能力を多面的に判断することが困難なことなどから、ハローワークの求人受理の窓口等においては、できる限り面接選考を実施していただけるようお願いしております。今後も、求人者の方に対しては、書類選考から面接選考への切り替えを要請していく旨ご説明し、ご理解いただきました。

(主な国民の皆様の声)

(土る	Eな国民の音様の声)								
項番	内 容	対応							
火田	ניו 🛱	分類 概 要							
6	ハローワークで求人情報検索を行っていたところ、ディスプレイに「3 0分経過したことを通知するテロップ」が画面の中央部分に表示され、求人情報が一部見れない状況となった。テロップの表示位置を 変えることはできないのか。	当該ハローワークでは、多くの求職者の方がご利用されるため、求人情報検索機の利用時間に30分の上限時間を設けております。このため、30分が経過した場合には画面中央にテロップを流すことにより自発的な離席を促すとともに、必要に応じて職員がお声かけしております。これらの措置は、より多くの求職者が利用できるように行っているものでありご理解とご協力いただきたい旨ご説明しました。							
7	ハローワークの湿度が高い。 クーラーを効かせる等快適に過ごせる よう改善してほしい。	ハローワークを含む公共施設では、政府として取り組んでいる課題として、地球温暖化防止、CO2削減のため、空調設備の設定温度を28度程度にすることとしております。該当ハローワーク庁舎においても同様の対応が取られているところであり、ご要望に沿った対応は困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。							
8	駐車場スペースを広くしてほしい。	駐車場誘導員を配置し、入退場整理等に 当たるなど、混雑解消に向け努力している 旨を説明いたしました。							
9	職業相談を受けたいが待ち時間が長いので、改善してほしい。	職業紹介の窓口状況・実施体制をご説明するとともに、限られたスペースの中で、利用しやすいレイアウトに心掛けていることや、混雑時には、他部門の職員を応援させる等、待ち時間が少なくなるよう引き続き取り組むことをご説明しました。							
10	ハローワークの求人情報をもっと増やしてほしい。	現在ハローワークでは、求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。引き続き求人確保のため努力する旨ご説明しました。							

局課(室)名	雇用均等·児童家庭局			
照 会 先	雇用均等·児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 河野恭子(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762			

### 平成22年5月14日~5月20日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
把握方法別件数	4 <sup>件</sup>	5 <sup>件</sup>	0 件	0 件	0 件	0 件	9 <sup>件</sup>

	政策・制度立案への提言	4 件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	2 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	3 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容		対 応			
以 出	内。容	分類	概 要			
1	一般事務の求人広告をみて応募すると、「女性しか採用しない」と言われることが多く、効率的に求職活動ができない。 男性のみ募集又は女性のみ募集ができるように男女雇用機会均等法を変えられないか。		男女雇用機会均等法の趣旨等について 説明し、ご理解をいただきました。			
2	改正育児・介護休業法がわかりづらい。法の改正内容は、説明を受ければ理解できるが、なぜ、このような複雑な改正内容にしたのか理解できない。		資料を用い、改正の背景等について説明 いたしました。			
3	改正育児・介護休業法の施行に伴い、就業規則の変更の必要があるが、一定部分の猶予がある100人以下の労働者を雇用する事業主向けの就業規則例が作成されておらず、変更に困難をきたしている。		現行の規定例と組み合わせて活用いた だきたい旨説明し、ご理解をいただきまし た。			
4	育児・介護休業等に関する規則について、ダウンロード後編集作業を行わずに、プリントアウトし、届出できるものを作成して欲しい。本省HPに掲載されている規定例では、解説その他不要部分を削除しなければならず、手間である。		貴重なご意見として承りました。			
5	次世代育成支援対策としては、婚姻率を上げていくことが必要と感じている。婚姻率をあげる政策を考える必要があるのではないか。		貴重なご意見として承りました。			

(主な国民の皆様の声)

<u>(土</u> ぬ	な国氏の省様の声)								
項番	内容	/ N/T	対応						
6	中小企業子育て支援助成金について、今年の年末には助成金が受けられるということで段取りを組んでいたところ、今年度になって急に取扱いが変わり、助成を受けられるのが半年延びることとなった。非常に困るので、取扱いを変えて欲しい。	分類	概 要 取扱変更の趣旨を伝え、変更後の取扱 いについてご理解をいただきました。						
7	育児休業を取得しても保育園に入れないため、退職してしまう者がいる。退職者を出さないためにも保育園の整備が必要である。保育園の整備を行ってほしい。		貴重なご意見として承りました。						
8	局は組織間で横のつながりはないのか。就業規則を監督署に届出ても他部署の人は見ないのか。色々な部署の人が別々に来てあれこれ指摘するのは如何なものか。		各々の法令の具体的なことについては専門的な見地から助言させていただ〈ため、担当部署ごとに見せていただ〈ことになることをご説明したところ、一定のご理解をいただきました。						
9	高齢法、新卒求人確保、男女平等等、行政からの要請は多すぎる。同時に必要だし、大切だとは理解しているが、現員の雇用を守るのが会社の務めであり最優先なのであれこれ要請されても難しい。		色々な法令を遵守するのは、企業にとって大変労力のいることであるが、複合的に対応していただきたいことをご説明致しました。						

部局(課室)名	保険局
照 会 先	総務課 成松課長補佐(内線3216)

### 平成22年5月14日~5月20日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
把握方法別件数	1 <sup>件</sup>	1 <sup>件</sup>	0 件	1 <sup>件</sup>	1 <sup>件</sup>	0 件	4 <sup>件</sup>

	政策・制度立案への提言	3 件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	0 件

(主な国民の皆様の声)

		対 応		
項番	内容			
		分類 概 要		
1	歯科の矯正治療について、療養の給付の対象となる適用症が定められているが、その範囲を拡大してほしい。 (原因不明の萌出不全の事例についても、療養の給付の対象として認めてほしい。)	歯科矯正は、唇顎口蓋裂などの治療疾患としての位置づけが明確なものについては、療養の給付の対象となっているが、疾患としての位置づけが明確ではない場合は、保険適用が困難となる旨説明を行いました。		
2	金属床による総義歯を保険が利くようにしてほしい。	厚生労働省(本省)へご意見として報告することで了解を得ました。		
3				
4				
5				

部局(課室)名	年金局			
照 会 先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111			

### 平成22年5月14日~5月20日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
把握方法別件数	1 <sup>件</sup>	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 <sup>件</sup>

	政策・制度立案への提言	0 件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	0 件

(主な国民の皆様の声)

頂番	<u>(王</u> な	は国民の皆様の声)					
息子が精神疾患になり事件を起こした。現在は通院治療中であるが、病院ではモノのように扱われており治療には期待していない。金銭面の保障があれば何とかなるだろうと思い、障害年金を受給しようと考えたが、初診日から1年6ヶ月経過していないので受給出来ないと言われた。年金事務所では生活保護の申請を薦められたが、生活保護は色々調査されるので嫌である。保険料を払ってきたのに、いざという時に受給できないのは不当であるし、そのような人間に生活保護を受けろとは何事か。  (理書の状態である場合に支給できないのは不当であるし、そのような人間に生活保護を受けるとは何事か。)  (国書の状態がある場合に支給で表し、ものとなっておりますので、ご理解願します。)		·	7.0 7.0				
4	1	るが、病院ではモノのように扱われており治療には期待していない。金銭面の保障があれば何とかなるだろうと思い、障害年金を受給しようと考えたが、初診日から1年6ヶ月経過していないので受給出来ないと言われた。年金事務所では生活保護の申請を薦められたが、生活保護は色々調査されるので嫌である。保険料を払ってきたのに、いざという時に受給できないのは不当であるし、		障害年金は、障害の状態が固定した日に着目して支給することとしているため、原則として初診から1年6か月を経過した日(障害が軽快する見込みがない場合等、症状が固定した時はその固定した日)以後に障害の状態である場合に支給されるものとなっておりますので、ご理解願いま			
4	2						
	3						
	4						
	5			策を宇施済み, 宇施予定 - 改善等を			